

「教員養成セミナー」訂正表

以下のような誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

●2017年9月号

巻末冊子「教職・一般教養トレーニング 合格 PASSPORT」

P2 基本問題

3 問題文4行目

(誤) こうした理念の実現に向けて必要となる (⑥) の (③) を (②) 的に定め →
(正) こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の (③) を (②) 的に定め

P3 解説の「解答」

2 (誤) ⑤ → (正) (5)

3 (誤) ⑥教育課程 → (正) ⑥教育活動

4 (誤) ③ → (正) (3)

●2017年10月号

P10 教育原理 初級問題

6 の問題の選択肢 (2) (3) の内容が同じであり、どちらを選んでも正答といたします。

P22 教育心理 初級問題

2 の問題において、マズローの欲求階層説について正しく述べたものは②、④でした。(1)～(3)の選択肢に正しい組合せがなく、いずれの選択肢を選んでも正答といたします。また、この問題の解説 (P26) も以下の通り訂正いたします。

⇒①最も低次の欲求は「安全の欲求」ではなく「生理的欲求」。③低次の欲求が満たされないと、それより高次の欲求の充足は困難であるとされる。⑤「自立の欲求」ではなく「自己実現の欲求」。

P31 教育時事 中級問題

4 の問題文の下線部が消えている選択肢がありました。正しくは以下の通りです。

(正) →4 教育に関する国の動向について、
下線部が誤っているものを選び。

(埼玉県・さいたま市)

(1) 文部科学省「給付型奨学金制度の設計について<議論のまとめ>」(平成28年12月)に示された、給付型奨学金の対象となる学校種は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程である。

(2) 中央教育審議会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」(平成28年8月)において、学習指導要領等の改善の方向性として、「主体的・対話的で深い学び」の実現が示された。

(3) 平成28年11月、いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて、文部科学大臣がメッセージを発信した。

(4) 第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)の「第1部 我が国における今後の教育の全体像」「Ⅲ 四つの基本的方向性」の1つは、学校のマネジメント機能の強化である。

P33 教育時事 解答&解説

(誤) 4 (1) ⇒「専修学校専門課程」ではなく「専門学校」。→(正) 4 (4) ⇒第2期教育振興基本計画で示された「四つの基本的方向性」は、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成である。

※編集部にて解答をつける際、文部科学省「(概要)給付型奨学金制度の設計について<議論のまとめ>」(平成28年12月19日)を参照し、対象学校種が「大学、短期大学、高等専門学校、専門学校」と記載されていることを受け、(1)を誤

りとなりました。しかし、学校教育法第126条（高等専修学校・専門学校）の第2項では「専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる」と規定されていることから、専修学校専門課程＝専門学校となり、(1)は正答となります。

●2017年12月号

P15 2018年度 島根県の実施問題 選択肢Aの記述に脱字がありました。

(誤) A この法律は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられること、
→ (正) A この法律は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、

P89 「弱点克服！専門教養レベルアップ講座」
「中高理科」の解答&解説

4(1) (誤) 反応式: $4\text{OH}^- \longrightarrow 2\text{H}_2\text{O} + \text{O}_2 + 4\text{e}^-$ → (正)
反応式: $2\text{H}_2\text{O} \longrightarrow \text{O}_2 + 4\text{H}^+ + 4\text{e}^-$

巻末冊子「教職・一般教養トレーニング 合格PASSPORT」

P9 解答&解説

3 (誤) (1) -ウ (2) -イ → (正)
(1) -イ (2) -ウ

●2018年1月号

巻末冊子「教職・一般教養トレーニング 合格PASSPORT」

P24 **3** (2) の問題文
(誤) 6 km → (正) 6 cm

●2018年2月号

P27 表中

(誤) 政治行為の禁止 → (正) 政治行為の制限

●2018年3月号

巻末冊子「教職・一般教養トレーニング 合格PASSPORT」

P8 **2** (1) の選択肢の作成に誤りがありました。

(誤) 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、 → (正) 義務教育諸学校については、

●2018年4月号

P83 「弱点克服！専門教養レベルアップ講座」
「小学校国語」の解答&解説

1(3) (誤) ④, ⑤, ⑦, ⑨ → (正) **3**, ④, ⑤, ⑦, ⑨

巻末冊子「教職・一般教養トレーニング 合格PASSPORT」

P8 **2** (4) の選択肢に誤りがありました。
(誤) 市町村は、 → (正) 学校の設置者は、

P17 Check Testの解答 **2** (誤) (1) → (正) (4)

●2018年5月号別冊

P169 問4の解答解説

(誤) 死線期呼吸 → (正) 死戦期呼吸

(誤) 心配蘇生法 → (正) 心肺蘇生法

●2018年8月号

P84 「弱点克服！専門教養レベルアップ講座」
「小学校社会」の解答&解説

2(3) 伊藤博文→山縣有朋

P119 表中 「第三者評価」の内容が「学校関係者評価」の記述になっていました。「第三者評価」の正しい内容は、以下の通りです。

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、

学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。